

じんけん

# ながさき

いろいろなカタチ、いろいろな色。  
みんな「個性」なんだ。

みんなの人権110番  
0570-003-110

子どもの人権110番  
0120-007-110

女性の人権ホットライン  
0570-070-810

11/11\*~12/10\*  
長崎県人権・同和問題啓発強調月間

長崎県・長崎県教育委員会 企画 長崎県人権・同和問題課 095-826-2565 [長崎県人権・同和問題課 長崎県]  
長崎県ソサ・フォーラム協賛と連携・協賛し、人権啓発活動を行っています。

2015年度作成ポスター

## はじめに

国連が提唱する「人権教育の世界プログラム」においては、特に力を入れて取り組む重点領域が設定され、第1段階(2005～09年)は「初等・中等教育」、第2段階(2010～14年)は、「教員・教育者、公務員、法執行官、軍関係者」および「高等教育」とされました。また、第3段階(2015～19年)では、「第1・2段階の実施を強化し、メディア専門職とジャーナリストの人権研修を促進するための行動計画」と定めています。個別目標を掲げることにより、こうした職業の人達(市民の人権を実現する「責務の保持者」)の人権保障に果たす役割や社会的影響力及び責任の大きさを明確に示しています。さらに、「人権教育及び研修に関する国連宣言」では、「自分の権利を知ることは人権である」と記されており、市民が人権について学ぶことの必要性を強く訴えています。

我が国においては、平成28年4月から、日本における初めての差別禁止法である、障害者差別解消法が施行されます。県は、法の施行に先立って、平成26年4月に、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」を施行し、内容や制度面においてもその先進性が注目され、さまざまな取組を実施してきました。

平成27年度に実施した「人権に関する県民意識調査」において、人権侵害を受けたと回答した人は25.4%と、4人に1人が経験しており、人権侵害への対応では、「だまって我慢した」が51.9%、「自分で処理する」が26.6%となっています。時代の変化に伴い、人権侵害の加害者、被害者となる可能性が高まり、法や制度の整備とともに、県民一人一人が人権について学び、自己に対する人権侵害や他者への人権侵害を許さない、侵害が起こった場合の救済のための知識や情報、それらに呼応した相談等の行動化や救済システムの確立が、これまで以上に必要となっています。

このような状況を踏まえ、本資料では、これまでの「人権課題について正しく知ることから正しい行動へ」のテーマに加え、今年度は、本課主催事業での講演録や人権課題解決のためのプログラム等を掲載し、国際的な人権の動向や概念、実際に起こった人権侵害事例について考えることを通して、課題解決のための行動につながる内容を目指しました。本資料が、県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです。

平成28年3月

長崎県県民生活部人権・同和対策課長

# 目 次

## CONTENTS

はじめに

### 1. 講演録

#### 人権教育がいま、向き合うべきこと ..... 1

大阪市立大学創造都市研究科  
教員 阿久澤 麻理子

### 2. 論 考

#### 人権問題の解決に向けたプログラム ..... 11

長崎県人権教育啓発センター  
阿 南 重 幸

### 3. 体験的参加型による人権学習プログラム

#### プログラムについて ..... 18

##### プログラム1

#### 「人権問題の解決に向けたプログラム」 ..... 19

##### プログラム2

#### 「文字を学ぶよろこび」 ..... 33

資料編

#### ○新規購入DVD・ビデオ情報 ..... 35



人権・同和教育指導者スキルアップ講座／H27.8.5(水)／長崎県消費生活センター講座室

## 人権教育がいま、向き合うべきこと

大阪市立大学創造都市研究科 教員 阿久澤 麻理子

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 人権教育・啓発を再考する  
—「おもいやり、やさしさ」の強調と「権利を取り上げない人権教育」
- 3 社会の共通ルールとしての意味—法になる人権
- 4 京都朝鮮第一初級学校に対する在特会等による街頭宣伝等差し止め等訴訟に思うこと
- 5 エンパワメントとは 一人権教育および研修に関する国連宣言(2011)
- 6 おわりに 一人権教育と人権研修

### 1. はじめに

阿久澤と申します。現在、大阪市立大学創造都市研究科という夜間の社会人向け大学院を担当しています。2011年までの13年間は、兵庫県立大学で教員をしておりました。研究者としての歩みはまだ20年ほどで、年齢の割には短いと思われるでしょう。というのも、最初から研究者を志したわけではないからです。20歳代の頃は、工芸の世界にあこがれ、紅型や友禅の仕事をしていました。

染色の仕事は短期間でしたが、染料やその扱いに知識があるだろうと思っていただいたようで、その後は海外協力の仕事に就きました。インドシナ難民の支援を行うNGOで、ローカルな染色・織技術を活かした製品の開発などを行い、収入向上のためのプロジェクトに関わりました。インドシナ難民と申し上げましたが、ベトナム戦争では、山岳地帯に暮らしてきた少数民族(たとえばモン族)をアメリカはゲリラ部隊として利用したので、戦争終結後に迫害を受け、難民となった人々がタイに逃れてきていました。モンの人びとは、伝統的な染色や刺繍の高い技術をもっており、私が職員となったNGOでは、こうした人びとの伝統文化に根差した支援を行っていました。

その後、結婚をしますが、結婚をきっかけに部落問題について初めて知り、考えるようになりました。部落問題との出会いは、自分自身の生き方を大きく変えることになりました。

ところで話は戻りますが、海外協力に1年半ほど関わった後、1989年からは、神奈川県国際交流協会の職員となり、日本国内の地域に関わる仕事に就きます。主として移住労働者とその家族の相談を受ける仕事です。パスポートを取り上げられ売春を強要される女性たち、町の小さな工場で働き労働災害にあったオーバーステイの労働者などの相談を受け、支援するとともに、必要なシステムにつなぐ仕事をしていました。今思い起こしてみると、移住労働者との出会いが、人権の根幹を考えるきっかけを与えてくれたように思います。例えば、フィリピン人労働者が、労働問題に対して「これは私の権利です」と力強く主張し、向き合っていく姿を見て、自分自身の人権観(「かわいそうな」フィリピン人労働者を支援

しなければならぬ、という思い込み)に殴り込みをかけられたように感じました。1990年前後のことです。

今思い返してみると、当時の東南アジアは「民主化第三の波」のうねりが押し寄せていたところで、フィリピンでは、1987年にピープルパワー革命が起きています。民主化運動の中で、人びとが人権に対する意識を高めていた、そんな時期にあたります。民主化や人権に対する強い思いは、当時日本で働いていたフィリピン人労働者の中にも、しっかりと根付いていたのでしょう。今になってみると、フィリピンの人たちのものの考え方の背景には民主化があったのだ、と、当時の状況を説明できますが、その時はなぜフィリピンの人たちは自分の権利をはっきりと主張できるのだろうか、と不思議ですらありました。

ところで、移住労働者の支援を行いながら、問題解決に向けた行政の取り組み、制度の確立を求めするには、調査を行い、信頼できるデータをつくるのが不可欠だと感じるようになっていきました。このことがきっかけになり、社会調査の勉強をしておきたいと考えようになり、30歳になる直前に、大学で学びなおすことにしました。奈良教育大におられた中川喜代子先生にお世話になることになり、そこで社会調査と、部落問題、そして市民の人権意識について学ぶようになりました。

## 2. 人権教育・啓発を再考する

### —「おもいやり、やさしさ」の強調と「権利を取り上げない人権教育」

さて、ここからは人権教育の研究者としてのお話です。

「人権は大切である」といいながら、私たちの人権に対する理解や意識が、国際的な感覚からはずいぶんとずれている、ということをまずお話ししていきたいと思います。

そのことに先立ち、まずみなさんにお尋ねしたいことがあります。これまでも、今日のような研修会の場で、必ずお聞きしてきたことなのですが、今日もお尋ねしたいと思います。今日は「人権」教育の研修会にお集まりいただいておりますが、それでは「人権」って何でしょうか？みなさんの言葉で定義してください、簡単に構いません。では、この両側のみなさんご協力下さい。お願いします。

A : 「誰もが自分らしく生きるためのもの。」

B : 「人として、幸せに暮らすために必要なもの。」

阿久澤 : 「お二人とも、“もの”で終わりましたね。自分らしく、幸せに生きるには、何か必要な“もの”が何かわからないけど、ある、という。」

C : 「自分らしく、幸せに」

阿久澤 : 「なんか、哲学の法則のようですね。“もの”ではなくて、何かがあるという。」

D : 「私も、全ての人が、自分らしく生きられるようなこと。」

阿久澤 : 「基本同じですね。自分らしくとか幸せにとか。」

E : 「いっしょです。幸せに生きるための権利。」

阿久澤 : 「幸せのために必要な…もの、もの、こと、権利。」

F : 「同じです。生存権、幸福追求権、権利ですね。」

阿久澤 : 「具体的になりましたよね。その権利は、なんのための権利ですか。どうして、生存することが権利なんですか。幸福追求は権利なんですか。幸福追求権と生存権ですね。」

G : 「私幸せ。あなた幸せ。みんな幸せ。」

阿久澤 : 「幸福であることが、すべての人が幸福であることが人権なんですね。」

H : 「みなさんと同じ、全ての人が幸せに生きていく。」

I : 「幸せに生きていくための権利。」

J :「最低限に生きていく、なんだろう、その人に備わっているもの。」

阿久澤 :「もの、こと、権利、いろいろ出ましたが。」

K :「または、使えるツール」

阿久澤 :「幸せになるために使える“ツール”って、何ですか?具体的に。」

K :「困ったときに、これを出せば…。」

阿久澤 :「それは、なんですか?これとかそれとかいう、それはなんですか。」

K :「…」

阿久澤 :「制度とか法律。例えば、どんな。」

L :「障害者の権利条約」

阿久澤 :「障害者の権利条約とか、なるほど。それでは先ほど、“もの”とおっしゃってたお二人にもう一度お尋ねします。幸せに生きるために必要な“もの”ってなんでしょう。まだ、ぼやっとしているかもしれませんが、これがあつたらいいなと思う“もの”があれば、ご自分の考えでいいのでおっしゃってみてください。あ、“なかま”ですか。誰かとつながっていることが大事なことですね。“食べ物”、“生活用品”、“移動手段”(会場からの指摘)などですか。」

M :「お金。お金を得るための仕事。約束事、ルール。」

阿久澤 :「すごく面白いヒントがたくさんあつたように思います。」

実は、今日と同じワークショップを長年、学校の先生方の研修会等でも実施してきたのですが、「人権とは何か」と聞かれて一番多く出てくる答えには、どこで実施をしても、主として2つのパターンがあるようです。1つは、今日はなかったのですが、「思いやり」や「いたわり」や「やさしさ」といった、ひどく抽象的な定義です。2つ目に多いのが一実は今日のパターンはこれにはまると思うのですが、「人が生まれながらにして持っている権利」「幸せになるための権利」とか、「幸福になるためのもの」といったような定義です。

2つ目のような定義が上がってきたときには、「では、あなたは自分が幸せや幸福になるためにどんな権利(もの)が必要ですか?もっと具体的にあげてください」と尋ねることにしています。すると、「衣食住」や「自由」「平等」「差別を受けないこと」などがあがってくるのですが、実は、このあたりで4~5項目が出ると、後が続かない、というのが、どこでも共通してみられる現象です。

人権は英語で、human rights、人間の権利、です。rightsには複数形を示すsがついていますので、これは数えられるほど具体的な複数の権利が人権だということを表しています。それなのに、私たちは人権を抽象的にしかとらえていない、これを自分や他の人の具体的な権利として語れない、のはなぜなのでしょう。

ところで、このワークを留学生を交えたクラスでやると、たいへんに面白い意見が留学生の側から出てきます。つい先日も、インドネシアの学生からは、「人権って権利なのに、なんでみんな思いやりとか、そういうことばかり言うのですか」と質問が飛び出しました。また、ルーマニアから来た学生からは、社会権にあたる権利(たとえば、社会保障や教育への権利など)ばかりが出されました。国によって人権感覚、重要だと思う人権に違いがある、ということが伝わってきます。

ただ、忘れてはならないのは、人権は普遍的なものであって、国際的に合意された基準があるということです。そして、人権はhuman right “s”と書くように、非常に具体的な権利であつて、人権教育というからには、それを学ぶ必要がある、ということです。お配りした資料の中に、2011年に国連総会で採択された「人権教育及び研修に関する権利宣言」がありますが、その一条には、誰にとっても自分の権利を知ることは人権である、と書かれています。



いま、大阪市にある西成高校で長年教鞭をとられた先生と一緒に、高校生から始める人権教育の教材を作っています。社会的条件が不利な下に置かれた子どもたちが、具体的に自分の権利を守ることができるように、人権を教えていこうというのがコンセプトです。例えばアルバイトをしなければならない状況にある子どもたちに、働くことは人権であると教えたい、権利は大切なもので、あなたは大切な存在として守られ、成長していく権利がある、ということ伝えたいのです。

2008年厚生労働省にたちあげられた「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」では、今日の労働環境を踏まえて、労働をめぐる権利・義務に関する教育の意義やそのあり方を検討し、とくに高校における、労働をめぐる権利を学ぶことの重要性を提起しました。労働環境が悪化しつつある今日において、労働者の権利教育は、「権利」を具体的に考えるための教育を再考する契機になるのではないかと、思いやり、といった抽象的な学習を越える契機になるのではないかと、考えているところです。

### 3. 社会の共通ルールとしての意味 一法になる人権

人権教育というからには、権利について教えなければ、それは人権教育とはいえません。もちろん、権利を理解するためには、それが大切だという感覚を、価値教育や道徳教育などによって身に付けることが上台となるかもしれません。ですが、人権教育と、価値教育や道徳教育は同じものではありません。

かつての「同和教育」が、法期限を境として「同和・人権教育」に、そして「人権・同和教育」と表記されるようになってきました。しかし、現在いくつかの教育委員会では、さらに「道徳・人権教育」とか「人権・道徳教育」という言葉を主流化しつつあります。「人権」と「道徳」の関係は、単に置き換え可能なものではありません。その関係性をしっかり議論し、検討すべきではないでしょうか。

「人権は大切なものだ」と頭ではわかっている、人権教育や啓発に実際に関わっておられる先生方の研修会で、「人権ってなんですか、あなたの言葉で定義してください」と聞くと、先ほど申し上げたとおり、圧倒的に多い答えは「思いやり・やさしさ・いたわり」なのです。そして二つ目には、「生まれながらに持っている権利」のような定義です。でも、「それなら、あなたはどんな権利を持っていますか」と聞かれると、それほどたくさんの具体的な権利は挙がってこず、後が続かなくなってしまうのです。

それだけでなく、権利というと、何かエゴイスティックな感じがする、という意見まで聞かれます。「権利、権利というから、世の中の関係がぎすぎすする」とか「権利より、自分のすべき義務を果たすことを教えるほうが重要だ」という意見もよく聞かれます。とはいえ、日本語で権利という言葉にネガティブなイメージを持つ人が多いのは、ひょっとして文字を入れ替えると「利権」という言葉になり、全く逆の意味合いになるからかもしれません。

こうした日本社会の人権理解は、human rights に対する国際的な理解とは異なります。人権はすべての人が生まれながらに有するもので、実現されるべき具体的な権利です。世界中の全ての人と同じように権利を持っているのだということに合意した文書が、今から67年前、国連総会で採択された「世界人権宣言」(1948)です。これは、すべての人の権利を30の条文にして記した「権利のカタログ(リスト)」です。その後、世界人権宣言を基本にして、障害者、女性、難民、子どもの権利などを記した条約が成立していきます。

ところで、英語の「権利」(rights)にあたるのは、ドイツ語ではRecht、フランス語はdroit、オランダ語ではregtです。ヨーロッパの言語で権利という言葉はすべて「法」という意味があります。そのことは、人権が大事にしなければならない社会の共通ルールとして、合意された、ということの意味しています。人権は、社会を動かしていく時の基準なのです。

#### 4. 京都朝鮮第一初級学校に対する在特会等による 街頭宣伝等差し止め等訴訟に思うこと

さて、人権教育のもう一つの大切な側面についてお話ししたいと思います。それは人権教育がエンパワメントである、ということです。誰もが、自分自身の権利を知り、自分らしく生きることができるようにする、それが人権教育の大切なもう一つの側面です。

ところで、「自分が自分らしく生きること」と、そのための教育の重要性を認めた判決が、先日、最高裁から出されたことをご存知ですか。2009年12月から翌年にかけて、3回にわたり、京都朝鮮第一初級学校に対して「在日特権を許さない市民の会」（在特会）会員らが行った街宣に対して下された、民事訴訟の判決です。在特会等が朝鮮学校の前で繰り返したヘイトスピーチを裁判所は人種差別と認め、在特会側に約1200万円の賠償と街宣活動の差し止めを命じました（2014年12月、最高裁が在特会側の上告を棄却し確定）。

でもそれだけではありません。最高裁に先立つ、2014年7月の大阪高裁判決は、民族教育を行う学校の教育環境、社会環境がヘイトスピーチによって損なわれたと指摘し、民族教育という、マイノリティの「自分自身であるための学び」が権利であることを認めたのです。朝鮮人としてのアイデンティティを育み、朝鮮人として生きるために必要な教育を受けることが大切なことなのだと、判決は述べています。誰もが自分らしく生きるために、自分に必要なことを学ぶことは人権です。

また、裁判を支援した市民団体「こるむ」「こっぼんおり」（歩みとかつぼみとかいう意味です）では、判決の内容を、学校の子どもたちにもわかるように、そして日本の市民にも伝えるために、やさしい言葉で、日本語・朝鮮語でのイラスト付きリーフレットを作成しています（『京都朝鮮学校事件高裁判決—日本の裁判所はなんと言ったの?』<sup>i)</sup>）。子どもに分かる言葉で書いて、子どもに、君たちの権利はこうだよと説明しているパンフレットです。まさに「人権教育および研修に関する国連宣言」（第1条）の実践です。

#### 5. エンパワメントとは—人権教育および研修に関する国連宣言（2011）

「人権教育及び研修に関する国連宣言」の中には、エンパワーとか、エンパワメントという言葉が3回も登場します。どうしてかという、権利を知ることは、私は大事な存在である、権利の主体である、という気づきにつながるからです。人権を学ぶことで、私自身の内的な力を増す、そして社会に働きかけることができるようになるということではないかと思います。

マイノリティにとって、人権を学ぶことは、自分自身の回復であり、解放です。パウロ・フレイレは『被抑圧者の教育学』<sup>ii)</sup>のなかで、被抑圧者が抑圧者の価値観を内面化し、抑圧者に一体化しようとする、と述べていますが、それはマイノリティが日常的に差別や抑圧にさらされることによって、マジョリティの価値観こそ「標準」だと思いこまされ、そのことによって自分自身を「非標準」だと見てしまうからでもあります。だからこそ、人権教育によって自分自身の尊厳と、権利の主体としての実感を取り戻すことは、「標準」という価値観に自分をあてはめるところから自分を解放し、人間性を回復することなのです。人権教育は、「自分らしく生きる」力を取り戻すための、エンパワメントの教育です。

もちろん、マジョリティにとっても、人権を学習することはエンパワメントです。例えば、ジェンダーに関わる学習を例にとってみましょう。最近では、LGBTという言葉がメディアや日常の中でもよく取り上げられるようになりました。性はグラデーションであり、男対女、というような単純な二分法では分けられない、という考えも、徐々に理解されるようになってきました。そうすると、たとえば「男性らしさ」



というものは、社会が作りだした「標準」的価値観にすぎない、ということが見えてきます。男性だって、男性らしいという「標準」に合わせて生きることは、生きづらいことかもしれません。だから、こうした「標準」を解体して、そこから自由になることは、マジョリティにとっても、「生きやすさ」を手に入れることだと思います。

## 6. おわりに—人権教育と人権研修

日本では「人権教育・啓発」という言葉を使います。教育は文科省で、啓発は法務省管轄というスタンスです。実は、海外の研究者に、この日本独特の縦割り行政用語を説明するには、いつも四苦八苦します。なぜ、そういう区分をするのか、と聞かれます。ここで注目してほしいのは、日本では「人権教育・啓発」というのに対し、国際社会では、「人権教育・研修」と分けていることです。だから国連宣言のタイトルは「人権教育及び研修に関する国連宣言」なんです。

日本でいうところの「教育」も「啓発」も、市民を対象としています。市民が人権尊重の精神を学び、お互いに差別や排除をしないようにしましょう、と呼びかけるのが教育・啓発です。しかし、国連による宣言では、市民だけが対象なのではなく、市民の人権を実現する「責務の保持者」の研修があわせて大切であって、その両方が車の両輪としないと、人権が実現できないのだ、という考えを示しています。

市民の側が「権利の保持者」として自分自身の権利を学び、人権の実現を求めることができる主体になると同時に、市民の人権を実現する責務を持つ側（責務の保持者）が、自らの責務を認識し、応答力を高めなくては、人権は「絵に描いた餅」になってしまいます。そこで、市民に対する人権教育を実施すると同時に、人権を実現する責務の保持者に対する研修が重要なのです。ちなみに、国連の「人権教育のための世界プログラム」第一段階では市民を対象にした人権教育（初等中等教育）、第二段階では「責務の保持者」（教員・教育者、公務員、法の執行者、軍関係者など）への研修が、取り組むべき重点領域とされました。

市民として私たちが人権を持っている—例えば「教育への権利」を持っている—といっても、その権利は私たち一人では実現できません。自分で学校を建てて、先生を雇って、自分を教育するなんて無理ですから、私たちの権利を実現してくれる国とか政府を、私たちは選びます。選ばれた人は、人びとの信任を得て大きな権力を与えられるわけですが、選ばれた側には、私たちの権利を実現する責任があります。大きな権力は、そのために使われなくてはならないのです。実現しなければならない権利（人権）は、憲法の中に書いてあります。これが社会科の公民で習う立憲民主主義の原則です。また、国際人権条約も同じく、国を名宛人とした、人権のカタログです。

日本では2000年に人権教育・啓発推進法が立法されましたが、市民を対象に人権教育・啓発を実施する自治体や国の責務が明記された一方で、責務の保持者に対する研修の位置づけは明確ではありません。一番大事な部分が、抜け落ちてしまっているように思います。人権問題の解決は、市民同士が相互に差別・排除しない、という「私的な人間関係」へのアプローチだけでなく、法や制度を確立していくことにもあるのですから、広く社会を視座に入れ、市民と「責務の保持者」の関係を視点に入れながら、進めていく必要があるでしょう。人権学習が、法や制度の確立に結びつくようなものとなるよう、取り組んでいくことが重要です。

i リーフレットは、朝鮮学校と民族教育の発展をめざす会・京滋（愛称・こっぼんおり）ブログに掲載。  
<http://blog.goo.ne.jp/kopponori/e/c48d6715e96284029b01c10bb2211a8e>

ii P. フレイレ（1979）『被抑圧者の教育学』亜紀書房

## 世界人権宣言にある 30 の権利

- 第 1 条：自由、平等
- 第 2 条：差別の禁止
- 第 3 条：生命や身体の安全
- 第 4 条：奴隷の禁止
- 第 5 条：拷問等の禁止
- 第 6 条：人格の承認
- 第 7 条：法の下での平等
- 第 8 条：法的救済の保障
- 第 9 条：不当逮捕などの禁止
- 第 10 条：公正な裁判の主張
- 第 11 条：無罪の推定
- 第 12 条：プライバシーの保障
- 第 13 条：移転・居住の自由
- 第 14 条：迫害から逃れる権利
- 第 15 条：国籍についての権利
- 第 16 条：婚姻についての権利
- 第 17 条：財産についての権利
- 第 18 条：思想や宗教の自由
- 第 19 条：表現の自由
- 第 20 条：集会・結社の自由
- 第 21 条：参政権
- 第 22 条：社会保障を受ける権利
- 第 23 条：労働条件の保障
- 第 24 条：休暇をとる権利
- 第 25 条：生活水準の保障
- 第 26 条：教育を受ける権利
- 第 27 条：文化生活上の権利
- 第 28 条：社会や国際秩序に関する権利
- 第 29 条：義務・権利の前提
- 第 30 条：権利及び自由を破壊してはならない



## 資料2

## 人権教育と研修に関する国連宣言

国連総会は、

人種、性、言語、宗教に関わらず、すべての人の、すべての人権と基本的自由を尊重することを促進し、奨励するという、国連憲章の目的と原則をあらためて確認し、

すべての個人、社会のあらゆる機関が、人権と基本的自由の尊重を促進するための教育と学習に、努力しなければならないことをあらためて確認し、

さらに、すべての人は教育への権利を有し、教育とは人格とその尊厳の自覚の十全な発達を目的とし、すべての人が自由な社会に効果的に参加することを可能にし、すべての国および人種的、民族的、宗教的集団相互の理解、寛容及び友好関係を促進し、国連による平和と安全の維持、開発と人権の促進のための活動を奨励するものであることをあらためて確認し、

世界人権宣言、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、及びその他の人権文書に明記されたとおり、人権及び基本的自由の尊重の強化のための教育の確保が、各国の義務であることをあらためて確認し、

人権の促進、擁護、効果的な実現に貢献する、人権教育と研修の基本的重要性を確認し、

1993年にウィーンで開催された世界人権会議において、すべての国家と機関に対して、人権、人道法、民主主義および法の支配をすべての教育機関のカリキュラムに含めることが求められ、人権への普遍的なコミットメントを強化する目的で、共通の理解及び意識を達成するため、国際的及び地域的（regional）人権文書に明記された平和、民主主義、発展及び社会正義を人権教育に含めるべきと明言されたこと [ii] をあらためて確認し、

各国元首が、人権教育のための世界プログラムの実施を含めて、あらゆる段階において人権教育と学習を促進することを支持し、すべての国家がこれに関わる取り組みに着手することを奨励した、2005年の世界サミット成果文書 [iii] を想起し、

すべてのステークホルダーによる、協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組み強化すべきであるとの強力なメッセージを国際社会に対して送りたいという望みに動機付けられ、

以下を宣言する。

## 第1条

1. すべての人は、人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、また人権教育と研修へのアクセスを有するべきである。
2. 人権教育と研修は、人権の普遍的、不可分、相互依存性の原則に則り、すべての人のあらゆる人権および基本的自由の普遍的尊重と遵守を促進するための基礎である。
3. すべての人権、とくに教育への権利と情報へのアクセスを実効的に享受することが、人権教育と研修へのアクセスを可能にするものである。

## 第2条

1. 人権教育と研修とは、人権および基本的自由の普遍的尊重と遵守を目的に、人権の普遍的な文化を築き発展させることに人びとが貢献できるよう、エンパワーするための、あらゆる教育、研修、情報および啓発・学習活動から成る。それゆえ、人権教育は知識とスキルと理解を与え、態度と行動を育むことによって、とりわけ人権の侵害と乱用の防止に貢献する。
2. 人権教育と研修は、次のものを含む：
  - (a) 人権の規範と原則、それらを裏付ける価値、それらを擁護するためのメカニズムについての知識と理解を含む、**人権についての教育**
  - (b) 教育者、学習者双方の権利が尊重されるようなやり方で行われる学習と教育を含む、**人権を通じての教育**
  - (c) 自分の権利を享受し、行使し、そして他者の権利を尊重し守ることができるよう人びとをエンパワーすることを含む、**人権のための教育**



### 第3条

1. 人権教育と研修はあらゆる年齢の人びとに関わる、生涯にわたるプロセスである。
2. 人権教育と研修は社会のあらゆる部分、学問の自由が適用される場所ではこれに留意しつつも、就学前教育、初等、中等、高等教育を含むあらゆるレベルにかかわり、また、公立か私立か、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマル教育のいずれかに関わらず、あらゆる形態の教育、研修、学習を含む。人権教育には、特に職業に関わる研修、とりわけ研修担当者、教師、国家公務員の研修、継続教育、民衆教育、広報と啓発活動が含まれる。
3. 人権教育と研修は、対象となる集団の特定のニーズや条件を考慮し、その集団にあった言語や方法によって行われるべきである。

### 第4条

人権教育と研修は、世界人権宣言と関連する条約や文書に基づき、次の目的のために行われなければならない。

- (a) 普遍的な人権の基準と原則に対する意識、理解、受容を高め、国際、地域 (region)、国内のレベルで人権と基本的自由を保障すること
- (b) 誰もが他者の権利を尊重し、自分自身の権利と責任についても認識しているような、人権の普遍的な文化を築くとともに、自由で平和、多面的で誰も排除されない社会の責任ある一員として、人が成長するよう支援すること
- (c) 人権の効果的な実現を追求し、寛容、非差別、平等を促進すること
- (d) 質の高い教育と研修へのアクセスを通じて、すべての人が差別なく、平等な機会を保障されるようにすること
- (e) 人権の侵害と乱用の防止、およびあらゆる形態の差別、人種主義、固定観念化や憎悪の扇動、それらの背景にある有害な態度や偏見との戦いに貢献すること

### 第5条

1. 人権教育と研修は、それを提供したのが公的な主体か私的な主体かに関わらず、平等、人間の尊厳、包摂と非差別の原則、とりわけ少女と少年、女性と男性の間の平等に基づかなければならない。
2. 人権教育と研修は、誰もがアクセスすることができ、受けることができるものでなければならない。また、障がい者も含め、傷つきやすく不利益をこうむっている人や集団の直面している特定の課題、障壁、ニーズ、期待を考慮し、誰もが自分自身の有するすべての権利を行使することができるよう、エンパワメントと人間としての成長を助長し、排除や周縁化の原因を取り除くことに貢献するものでなければならない。
3. 異なる国々の文明、宗教、文化、伝統の多様性は人権の普遍性の中に反映されており、人権教育と研修はこれらを受け入れて豊かになると同時に、そこからインスピレーションを得るべきである。
4. 人権教育と研修は、すべての人のあらゆる人権を実現するという共通の目標に対するオーナーシップを高めるために、ローカルな取り組みを促進する一方で、異なる経済的、社会的、文化的環境を考慮しなければならない。

### 第6条

1. 人権教育と研修は、人権と基本的自由の促進のために、メディアと同様、新たな情報とコミュニケーションの技術を取り込み、これを活用すべきである。
2. 人権の領域での研修や啓発の手段として、芸術が奨励されるべきである。

### 第7条

1. 国と、場合によっては政府の関連機関は、参加、包摂、責任の理念に基づき開発され、実施されてきた人権教育と研修を促進し、保障する第一義的責任がある。
2. 国は、市民社会、民間セクター、その他関連のあるステークホルダーが、人権教育と研修に取り組むことのできる安全な環境をつくらなければならない。それは、そのプロセスに関わっている人びとを含む、すべての人の人権と基本的自由が完全に守られている環境である。
3. 国は、単独で、あるいは国際協力を得て、入手可能なリソースを最大限に活かしながら、法的・行政的手段を含む適切な方策によって、人権教育と研修が漸進的に実施されていくように手段を講じなければならない。

4. 国と、場合によっては政府の関連機関は、国家公務員、公務員、裁判官、法執行官、軍関係者に対して人権と、場合によっては国際人道法と国際刑事法についての適切な研修を保障しなければならないと同時に、教師、研修担当者、国の委託を受けて働く私人に対する適切な人権研修を促進しなければならない。

#### 第8条

1. 国は適切な段階で、人権教育と研修を実施するための戦略と政策、また、例えば学校や研修のカリキュラムへの統合を行うなど、適切な場合には行動計画やプログラムを策定するか、策定を奨励しなければならない。その際、人権教育のための世界プログラムと、国およびローカルなレベルでのニーズや優先事項を考慮しなければならない。
2. そのような戦略、行動計画、政策、プログラムの計画、実施とフォローアップは、民間セクター、市民社会、国内人権機関を含む、関連するすべてのステークホルダーの参加を得て、場合によっては、多様なステークホルダーの関わりを奨励して、行われなければならない。

#### 第9条

国内人権機関は人権教育と研修において、とりわけ意識の向上と、関連する公的・私的な主体を結集させる調整役を必要に応じて果たすことを含め、重要な役割を果たしうる。このことを認め、国はバリ原則に則り、実効性のある独立した国内人権機関の設置、発展、強化を促進しなければならない。

#### 第10条

1. 社会の中の多様な主体、とりわけ教育機関、メディア、家族、地域コミュニティ、NGOを含む市民社会組織、人権活動家、民間セクターは人権教育と研修を促進し、実施する重要な役割を担っている。
2. 市民社会組織、民間セクター、他の関連するステークホルダーは、自らの職員や社員に対して、適切な人権教育と研修を確保することが奨励される。

#### 第11条

国際連合、国際機関、地域的（regional）機関は人権教育と研修を、職員およびそれらの機関の下で任務につく軍人、警察官に対して実施しなければならない。

#### 第12条

1. あらゆるレベルの国際協力は、場合によってはローカルなレベルでの取り組みを含めて、人権教育と研修を実施するための各国の取り組みを支援し、強化しなければならない。
2. 国際社会、地域（region）、国、ローカルなレベルで、相互補完的に、協調して行われる取り組みは、人権教育と研修のより効果的な実施に貢献することができる。
3. 人権教育と研修の領域におけるプロジェクトや取り組みに対する、任意拠出が奨励されなければならない。

#### 第13条

1. 国際的、および地域的人権メカニズムは、その権限の範囲内で、活動の中で人権教育と研修を考慮しなければならない。
2. 国は、それが適切な場合、人権教育と研修に関してどのような方策をとったのかということについての情報を、関連のある人権メカニズムに対する報告の中に、含めることが奨励される。

#### 第14条

国は、本宣言の効果的な実施とフォローアップを確保するために、適切な方策を講じ、これに関して必要となる財源と人材を確保しなければならない。

（訳：阿久澤 麻理子）

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター HP より



## 人権問題の解決に向けたプログラム

長崎県人権教育啓発センター 阿南重幸

### 目次

#### プロローグ

##### (1) 差別事件が起こる

● 差別の定義 ● 寝た子は起こされる ● 記憶しておきたい（過去に学ぶ）

##### (2) 差別の三類型

##### (3) どうしてそのような差別が起きるのか？

##### (4) その対抗軸は？

#### エピローグ

### プロローグ

「マイノリティについて知ることはマジョリティについて知ることであり、在日朝鮮人について考えることは日本という社会、そして多数者である日本人について考えることだ」

（徐京植（ソ・キョンシク）『在日朝鮮人ってどんな人？』平凡社、2012年、8頁）

この一文は、現在の韓国や朝鮮にルーツを持つ在日朝鮮人の問題を考える入門書として出版された『在日朝鮮人ってどんな人？』から引用したものである。筆者の徐京植（ソ・キョンシク）氏は、東京経済大学で20年間「在日朝鮮人とは何か」というテーマで講義を行い、本書はその講義録として書かれたものである。本書の冒頭にある「伝えたいこと」という項目には、朝鮮半島にルーツをもつ人が日本には現在100万人存在し、うち40万人は帰化し日本国籍を取得、20万人は戦後來日した人々、残りの40万人は、「特別永住者」（\*旧植民地出身者及びその子孫）だと紹介している（2010年現在）。徐氏自身は、祖父が戦前渡日し家族を呼び寄せ父はそのときに来て、同じ様に日本に来た母と結婚し、1951年京都市で生まれた在日二世である。この徐氏のルーツ、100万人という在日朝鮮人、そして「特別永住者」という言葉、これらのことを理解するためには、朝鮮半島が戦前日本の領土とされ、植民地支配が行われていたこと等、どうしても近代日本の歩みを振り返ることが必要となる。つまり、在日朝鮮人について考えることは、日本の歴史そして日本人を考えざるを得ないのである。

人権問題にかかわって〇〇問題というと、その当事者（対象者）の問題と考えがちである。しかし、徐氏が指摘するように人権にかかわる〇〇問題とは、当事者のおかれた問題を解明するために、それらマイノリティ（少数者）を取り巻くマジョリティ（多数者）の社会を考えることなのである。これは、人権問題を考える上で共通する重要な視点である。



「長崎県人権教育・啓発基本計画」（平成24年度改訂版）には、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、同和問題、外国人の人権、HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権、犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、その他の人権課題（原爆被害者・アイヌの人々・刑を終えて出所した人・性同一性障害・北朝鮮当局による拉致問題等）を重要課題別の施策の推進としてあげている。これらの課題を上記に当てはめてみるとどうだろうか。女性問題は男性問題でもあり、子どもの問題は大人の問題でもある。高齢者の置かれた状況を考えることは、日本社会の問題として考えざるを得ない。障害者問題では、「社会モデル」という考え方が広まってきた。従来「障害は個人の問題」（「医学モデル」と考えられてきたが、「障害者が社会的不利を受ける原因は社会のあり方にもある」と社会が問題とされているのである。他の課題も同様である。同和問題では、差別する側つまり社会の問題として解決が図られてきたのである（その解決は国の責務であり、同時に国民的課題である「同和对策審議会答申」）。

このように、日本のマイノリティのことを考えることは、即ちマジョリティのことあるいは日本社会のことを考えることであり、すべての人権問題に共通している考え方だということができる。このような視点を本プログラムの「入り口」としたい。

## （1）差別事件が起こる

### 差別の定義

さて、人権問題の理解を助けるために、「差別」という現象をとりあえず定義付けしておきたい。差別とは、「違い」に「優劣」（上下）をつけ、それを理由に排除（仲間はずれ）すること、と同時に、当事者にとってカミングアウトできにくい状態であること、としたらどうだろうか。男であること、女であること、それは違いであり、優劣や上下という価値観は後に加えられたものであり（ジェンダー）、障害がある、ない、この両者も違いである。同和地区に生まれたこと、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）であること、在日コリアンであること、これも違いである。しかし、これらの当事者がカミングアウトすることには困難が生じることが多い。なぜなら、差別や偏見の目があるからである。最近の調査で、LGBTの対象者は7.6%（13人に1人）という数字が公表されている（電通総研2015年）。先に見たように、日本には在日朝鮮人が100万人いる。被差別部落の出身者は自覚している人だけでも数十万人はいる。しかしながら、非当事者の場合、なかなかその数字に実感が持てない。これはカミングアウトの困難さを表しているのではないだろうか。

### 寝た子は起こされる

差別問題の解決を考えるために、過去長崎県で起った部落差別に関わる事件（事例）について一覧（資料2）にし、考えていく素材としたい（本誌23号「長崎県の部落問題」参照）。これを見る視点は二つある。一つは、差別事件によって「寝た子」は起こされると考えることだ。「寝た子を起こすな」という考え方は、「そっとしておけば差別はなくなる」というものだ。しかし、たとえば牛乳瓶の中に泥水（差別）を入れてしばらく置いておく。泥は瓶底に沈殿し、上辺は透明のきれいな水になる。これは「寝た子」の状態である。しかし、何かのことでこの瓶に衝撃が加えられると、たちまちのうちに、瓶の中は泥水の状態となり、差別が外から見える。この衝撃が「差別事件（事象）」なのである。長崎県で戦後の同和問題の歩みはまさに、このたとえ話に当てはまる。

### 記憶しておきたい（過去に学ぶ）

いまひとつは、「記憶しておきたいこと」という視点である。それは過去に学ぶということである。同じ様な差別問題が繰り返されることはあってはならない。過去に学ぶということは、惹起し指摘された事件（事例）を差別問題だときちんと認識できる力をつけることである。これを仮に「人権力」としてもよい。この人権力が身に付けば、物事を見る眼差しが人権というフィルターを通すことになる。したがって過去の事件（事例）を知ることは、現在をあるいは未来を考える力を養うことになるのである。

### （2）差別の三類型

また差別行為は、次の三類型に分けられる。一つは、①意識的（攻撃的）な差別である。二つ目は、②無意識の差別（気づかない）、そして、③社会のあり方、が問題とされる差別である。資料2を分類すると①では、bの結婚差別事件、eの差別手紙事件、gの地名総鑑購入事件、jの差別発言事件などが当てはまる。なぜなら、これらの事件は部落差別の現実を余すことなく伝えているからである。bの

手紙にある「○○の○○に嫁に行けと行ったら、行くか」とは、この地域に被差別部落があることを示唆し、露骨な差別意識を吐露したものである。また発覚をおそれて、「見たらもやせ」とまで書くのである。しかし、この手紙を書き結婚に反対した両親もまた、世間意識（差別意識）にとらわれた被害者ともいえる。またeについては、借金を返すために、結婚・恐喝事件をでっち上げたのである。しかも、現役の教員で管理職の立場にあった人間である。「同和教育の大切さは教えているものの」「絶対同和の件は内緒をお願いします」等、いくら追い詰められているとはいえ、悪質すぎるのである。おそらくこの人は部落問題の情報を研修会や書籍等で仕入れ、学んだ知識を悪用したのである。gについては、差別をなくして行こうという動きに逆行する事件である。被差別部落の地名を一覧にした書籍を企業に売り込んだのである。企業の内部告発によって、この事件は明るみになり、250社の購入が確認された。戸籍の閲覧や履歴書等への本籍地記載は、差別につながるとして制限され始めた時代である。これに危機感を持つ企業体質に付け込み、5万円という法外な値段で販売されたのである。長崎県内でも当時ある企業がこの地名総鑑を購入している。

これら明らかな積極的な差別に比べると、aの差別古地図問題、dの賤称語問題、fの差別教科書問題、kの同和地区照会事件等は、行為者に差別の意思があったわけではなく結果としてあるいは無知であるがゆえに、差別につながった事例である。差別古地図問題とは、江戸時代の古地図が公の場で展示され、書籍に挿入されたものである。ところがこの地図には、「エタ」「ヒニン」という江戸時代の身分を表す蔑称語が記載されていた。1971年当時長崎県では、部落問題は過去のものとして忘れ去られていた。しかし、この地図を現在の地図に重ねると、およそ場所は特定される。この事件を報道した新聞記事には、「ここが部落ですよ」と言っているようなものだと関係者の声を紹介している。この事件を契機に長崎県でも、部落解放運動が組織されるようになった。dの賤称語問題とは、江戸時代の身分制の授業を受けた子どもたちが、そこで学んだ先の「エタ」「ヒニン」という言葉を、相手を落とし込める言葉として使っていたというものである。この問題は近年でも起こっており、なかなか克服できていない。「落とし込める」使い方がされることは、「エタ」「ヒニン」とされた人びとに極めてマイナスのイメージを持たされていることが前提である。とすれば、この問題は、歴史の授業のなかで身分制の授業をいかに組み立てるのかに懸かっている（本誌24号「『痛いという人権感覚』参照」）。また、差別

#### 差別の形

- ①意識的（攻撃的）な差別
- ②無意識の差別
- ③社会のあり方による差別

教科書問題も、当事者は差別だとはまったく認識せず、指摘されて気づいたのである。「親が子どもを使ってかっぱらいをさせることがある」として、「道德の相対性」を述べたとは、重大な予断と偏見に囚われているのである。kの「同和地区照会」事件は、本社が長崎県内にあり他県の営業所の従業員が不動産の取り引きの際、「客からの依頼」があったとして当該市の人権部局の窓口を訪ね「同和地区はどこにあるのか」と訊ねたものである。市は人権侵害で条例に違反するとして照会を拒否、問題視した。部落解放同盟との話し合いの中で、長崎県出身の従業員は、「学校で同和教育を受けたことがない」と証言し、長崎県の人権・同和教育のあり方が問題とされた。また、この会社も人権研修を行っていなかったことが判明した。この事件を教訓に県や教育委員会、当該企業も研修の徹底を図った。

また、cの面接で親の職業や兄弟のことを聞いた件は、長崎県を受験した他県の応募者から指摘され、明らかになったものである。長崎県はこのことを受け、面接試験でのマニュアルを作成し、市町村へも徹底を図った。1999年職業安定法が改正され、「業務に直接関係ない個人情報を集めることは違法となり(5条の4及び労働大臣指針)、今日では、採用に関しては、能力や意欲、適正等を判断の基準とすることとされている。この件は、行政の職員採用のあり方が問われたものである。また、hの差別戒名・法名の問題は、仏教界の差別体質を表したもので、死後にまでそれとわかる戒名(法名)をつけて、差別したものである。ひどいのは、「旃陀羅」の字を当て、インドのカースト制でアウトカーストとされ最下層といわれるチャンダーラ(今日では「ダリット」といわれる)と重ねたのである。あるいは、「蓄・賤・草・僕・非・革・婢」等が当てられている。しかも各教団にはその手引書が作られていたことがわかっている。宗教者個人の責任というよりも、仏教教団そのもののあり方が問われるのである。この二件は、社会のあり方が問題とされる。

このように、差別の形態はおおよそ、三種に分類することができる。

### (3) どうしてそのような差別が起きるのか？

筆者は、研修会等で、どうして差別が起きるのかを問うことがある。主に、部落問題に関して問うわけだが、一つは(1)「世間・風潮・言い伝え」による「予断」や「決め付け」、二つ目は、(2)あやまった歴史観や知識をもっていること、また(3)「優越感・自己保身」のため、そして(4)差別(人権侵害)だと認識されていない、差別

#### どうして差別が起きるのか(背景)

- (1) 「世間・風潮・言い伝え」による予断
- (2) あやまった歴史観や知識
- (3) 「優越感・自己保身」
- (4) 差別(人権侵害)だと認識されていない

の背景として大体この四点に集約された。そしてこれは、他の差別問題と共通することに気づいた。

(1)は、昔からそうだった、みんながそう思っている、と判断の基準を他人や社会に求めようとするものである。今流で言えば、空気を読むとなるのであろうか。ここでは、自分の判断を他人に委ねることで、間違ったことはしない、となるのであろう。しかし、この基準は世の中の変化に必ずしも対応しているわけではない。極端なことを言えば、部落差別をすること、障害者差別をすること、女性差別をすることは数十年前の社会では「当たり前」のことだったのである。そして、そのような意識に未だ囚われている人が、やはり差別意識を持っているのである。しかし、現代社会は、それを差別だとして、間違ったことだと考えるのである。このように社会の意識は変化するのである。筆者は本誌20号「変化する部落観」で結婚に関する実態調査を例として紹介したことがあるが、確実に部落差別意識は変わりつつあるのである。



(2) のあやまった歴史観や知識に関しては、日本の「ハンセン病観」の歴史を追うことで、いかに「正しく知ること」が大切であるかがわかる。2005年3月、ハンセン病問題に関する検証会議は最終報告書を提出した。そこには、日本の中世において、この病気は「仏罰による病」と認識され、近世（江戸時代）においては「家筋」であると、近代社会では、「伝染病認識」がありながら、遺伝的要素も加味されていた。ハンセン病は強力な感染力を持ち、遺伝するという間違った認識は、「らい予防法」に反映され、強制収用の根拠となり、病気が治っても退所規定はなく、一旦療養所に入所すれば、一生そこで生活を余儀なくされたというのである。社会もそのことを容認し、明らかに間違いであることが分かってからもこの法律はその後30年間生き続け、1996年ようやく廃止されたのである。いかに正しい知識の普及が大切かを示す典型的な問題である。これは、例えば「障害者は〇〇ができない」という予断で排除し障害者の雇用を妨げてきたのも、その一例といえよう。現在は障害者に関して、従業員の2%雇用が義務付けされている。また、アジア諸国民や被差別マイノリティへのヘイトスピーチ等のデマ（悪質な扇動）を安易に受け入れてはならないのである。

また、(3) の優越感を持ちたいから、自己保身のため、という意見も多かった。人間とは本来人を見下すことで優越感を満足させるものだ、と自分自身を納得させることがある。これは、心理学にかかわるものなので、専門家の論を紹介しておく。2015年12月6日「讀賣新聞」では、「品川 de 秋の大学トーク 偏見・差別 なぜ起きる」という記事を掲載している。このなかで、栗田季佳氏（三重大学教育学部）は「もともと私たちには、他者よりも自分を高く評価する傾向があります。生きる上で重要な心の機能ですが、障害者を劣った存在と見る認識にもつながります」と述べ、しかし一方で「差別も固定的ではなく、私たちは差別に対応する柔軟性も持っています」として、どのような環境をつくるべきかを考えることが大切だとしている。星加良司氏（東京大学大学院教育学研究科）は、「『無能力』という状態は社会によってつくられるものだと、認識を転換したのが障害学です」とし、これは(4) 差別（人権侵害）だと認識されていない、に通じる分析であり、さらに「正常でない人を作り出すことで、我々は正常な側にいることを強く確認できます」といい、単に優越感を持つだけでなく、他者を排除することによって己を安定させる心の動きを指摘している。そして、この二人の議論を受ける形で、岡原正幸氏（慶應義塾大学文学部）は「公的な力で公な場での差別がないようにすることは必要です。同時に、私たちが日常の場で私的に個別に対応できることがたくさんある」と、個人の役割を重要視している。これは栗田氏の指摘に通じるものかもしれないが、歴史学者のひろたまさき氏は「差別や戦争が『人間の本性』からくるものなら、それをなくそうという努力も『人間の本性』からうまれる」（『差別に見る日本の歴史』）と述べている。人間のこのような心理状態をどちらかに断定するのではなく、たえずゆれ動くものと考えたらどうであろうか。

また、(4) はハラスメントをめぐる昨今の動きを思い浮かべれば十分であろう。2014年8月20日の「毎日新聞」は、ハラスメントの種類を10種類挙げている。パワハラ（力関係を利用したいじめ等）・マタハラ（妊娠・出産を理由）・スモハラ（たばこの煙）・アルハラ（お酒をしつこく進める）等である。数年前であれば、こんなことがと思えることがハラスメントとして、現在では問題視されている。このように社会の価値観も日々変化しているのである。また、ハラスメントに象徴されるように、この社会は絶えず変化している。

1997年に「北海道旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化振興法」が成立した。平成の時代となっても、アイヌ民族を「旧土人」とした法律が生きていた。そして多くの日本人はそのことを知らず、アイヌ民族は過去の存在とする認識でしかなかったのである。これも、社会がこの法律の名称は「差別」と認識していなかったからである。

ひとまず、なぜ差別かについてはこのような背景があるからとしておく。

#### (4) その対抗軸は？

前項では、差別がなぜあるのかを四点にわたって、考えてみた。ここでは、それらを克服するために、どのような対抗軸が立てられるのかを考えていきたい。(1) については、スキル(差別・偏見を見極める力)を挙げたい。なぜなら、判断を他に委ねるのであれば、個人が考え判断する力が必要だからである。それには、(2)の正しい知識とも共通するが、正しい知識がまず必要であり、知識を活用するスキルが大切な要素となる。冒頭の徐氏は同書で「個人と国(集団)を同一化しない」と述べている。国家間の問題を個人間の問題としては、ならな

いというのだ。昨今の中国や韓国との軋轢を個人間の問題と考えては、不幸な歴史を繰り返すことにつながるのではないか。ここでも、個人として判断する力が必要となってくる。(3)の優越感には人権感覚を鍛えることを対置したい。徐氏は、「立場を入れ替えて考える」とした。筆者は研修の折、時にワークショップの際にグループの中で一人だけマイノリティ(被差別集団)の当事者の立場に立って意見を出すことをお願いすることがある。そうすると、差別は悪いとする表面的な話し合いが、当事者であるがゆえに困難さを伴うであろう話となったりすることがある。在日コリアンの問題を考えるとまさに、考えが逆転する場合がある。それは、(1)ともかかわるが、個人が国を無意識のうちに背負っているからだろうか。(4)には、多文化社会や社会の多様性をあげよう。「いろんなカタチ、いろんな色、みんな「個性」なんだ。」これは、今年度の長崎県人権・同和問題啓発強調月間の標語である。ダイバーシティ(多様性)が叫ばれる今日である。世界で頻発し、深刻な問題となっている宗教や民族間の争いが語られるとき必ず重要視される言葉がこれである。「一民族一国家」信仰が長く続いた日本でも、最近の教科書では、アイヌの歴史や琉球の歴史が中世社会の交易、江戸時代の統治形態、明治以降の有様として描かれている。今子どもたちは、日本が多民族国家であることを教科書で教えられているのである。

「知恵」という言葉は「物事の道理を判断し処理していく心の動き」あるいは「物事の筋道を立て、計画し、正しく処理していく能力」とある(広辞苑)。カシオ計算機で環境マネジメントの仕事に取り組む若尾久は、小学校等で「命の授業」を行っている。若尾は世界人権宣言を「こうしたすばらしい約束ごとが、なぜ破られるのかをかんがえよう」と子どもたちに問う。そして、「知識は大事だけど、知恵にまで深めてください」と言うのだそうだ(「朝日新聞」2014年8月9日)。まさに、差別の問題をいかに解決するのか考えたとき、この知恵という言葉がキーワードとなる。

#### 対抗軸

- (1) スキル(差別・偏見をも極める力)
    - ・個人と国(集団)を同一化しない
  - (2) 正しい知識
    - ・事実を知る
  - (3) 人権感覚(態度)
    - ・立場を入れ替えて考える
  - (4) 多文化社会
    - ・多様性のある社会
- (項目の下段は徐京植氏のあげた対抗軸)

## エピローグ

### 今日からの実践

自分の身近に「」が居ると考える。  
自分自身が「」への、否定的な言動をとらない。  
周囲の否定的な言動を見逃さない、また便乗しない。  
当事者か否かに関わらず「正しい知識」を伝える。  
「」の話題を秘匿化しない。  
差別や偏見は「社会の問題」として考える。  
自分の学校や職場等で「」に関する研修を行う。

参考：「Take it ! 虹」儀間由里香「今日からの実践！」より

これは、セクシャル・マイノリティの当事者である、儀間由里香氏が提示した差別問題を解決するための実践的方法だ。これも、他の差別問題に当てはめると驚くほどフィットする。儀間氏は「」のところにセクマイ（セクシュアル・マイノリティ）という言葉を書いた。ここに、在日コリアンという言葉を入れてみたら、どうだろう。障害者、同和問題という言葉ではどうだろうか。……まさに今日から実践を始めてみよう。

これを本稿の出口とし、稿を終えたい。